

目 次

ごあいさつ	1
経営方針	
・経営理念	2
・貸出運営についての考え方	2
・わたしたち J F のめざすもの	3
・漁業者等の経営の改善のための取組状況	4
本会の組織	
・組織機構図	6
・会員数	7
・役員	7
・職員	7
・協同会社	7
・特定信用事業代理業の状況	7
・店舗一覧	8
・自動機器の設置状況	9
・店舗所在地	10
事業運営	
・リスク管理体制	11
・法令等遵守体制	13
・個人情報保護体制	15
・金融ADR制度への対応	18
・利用者サポート等対応	18
・反社会的勢力等への対応	19
・利益相反管理体制	20
・金融商品の勧誘方針	21
沿革・歩み	22
事業のご案内	24
商品・サービスのご案内	25
手数料一覧	
・内国為替の取扱手数料	30
・両替手数料	30
・自動機手数料	31
地域の活性化のための取組状況	32
トピックス	33
資料編	
・業績	35
・貸借対照表	37
・損益計算書	38
・注記表	39
・キャッシュ・フロー計算書	46
・剰余金処分計算書	47

貯 金	
・種類別・貯金者別貯金残高	48
・科目別貯金平均残高	48
・財形貯蓄残高	48
貸 出 金	
・種類別・使途別・貸出者別貸出金残高	49
・科目別貸出金平均残高	49
・貸出金担保別内訳	50
・債務保証担保別内訳	50
・業種別貸出金残高	50
・主要な水産業関係の貸出金残高	51
有価証券	
・種類別有価証券平均残高	52
・有価証券残存期間別残高	52
・有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	53
・保有有価証券の利回り	53
・オフバランス取引の状況	53
・先物取引の時価情報	53
・オプション取引の時価情報	53
受託業務・為替業務等	
・受託貸付金の残高	54
・内国為替の取扱実績	54
平残・利回り等	
・粗 利 益	55
・業 务 純 益	55
・資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	55
・受取・支払利息の増減額	56
・経費の内訳	56
役員等の報酬体系	
・役 員	57
・職 員 等	58
・そ の 他	58
諸 指 標	
・最近5年間の主要な経営指標	59
・経営諸指標（貯貸率等・利益率）	59
自己資本の充実の状況	60
リスク管理情報等	
・リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額	71
・金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額	72
・貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	73
・貸出金償却の額	73
財務諸表の正確性等にかかる確認書	74

ごあいさつ

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当連合会及び愛媛県下 JF マリンバンクの業務運営に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も当連合会へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「しんぎょれんの現況 2017」を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いに存じます。

当連合会及び漁業を取り巻く環境は日毎に厳しさを増すとともに、将来に向けた展望が描けない状況にあります。特に、本県漁業の根幹である魚類養殖業は生産コストの上昇と消費の低迷により逼迫しており、事業継続が危ぶまれる漁家が顕在化しております。

そのため、当連合会では、JF マリンバンク基本方針に基づき、「信用事業安定責任体制（あんしん体制）」の強化と「浜の暮らしを守る信頼の金融」の構築を目指し、平成 29 年度を初年度とする新たな中期経営計画（平成 29 年度から平成 31 年度）を策定いたしました。その計画に基づき、信用事業協同体の本来の役目である地域金融機関として、当連合会事業の基盤である「漁業」を守り、そして継続維持・発展させていくための取り組みを実践していく、名実ともに「浜で一番信頼される金融機関」を目指してまいります。

当連合会といたしましては、県内漁協系統金融の健全性確保を図りながら、会員の皆様方との認識を共有し、組合員の負託に十分に応えられるよう、役職員が一丸となり鋭意取り組んでまいりますので、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 7 月



代表理事長

三好 猛

経営方針

●経営理念

当連合会は、協同組合運動の理念の下、厳しい漁業環境、マイナス金利政策の影響を踏まえ、本年度から新たな中期経営計画（平成29年度から平成31年度）を策定しております。JFマリンバンク基本方針に沿った「あんしん体制」の強化と「浜の暮らしを守る信頼の金融」の実現に向け、その計画のもと、以下の現状の課題解決を図りながら、県下漁協系統金融機能強化のため鋭意取り組むこといたします。

《解決すべき課題》

- ①J Fマリンバンクの役割の明確化（会員との関係や組織の在り方）
- ②経営コストの見直し・効率化（店舗配置・運営の在り方）
- ③人材育成
- ④事業推進態勢の構築（実効性のある進捗管理）

●貸出運営についての考え方

貸出金平残310億円を目標に、行動計画を作成し実践・管理を図り、会員及び組合員、地域住民等の必要資金に対し、積極的な資金対応を行います。

《具体的実践事項》

①組合員への漁業近代化資金を中心とした制度資金等の個別提案型貸付推進

新規融資獲得のため、行動計画を策定し実践・管理することにより個別提案型融資を推進し、また、「浜の担い手漁船リース緊急事業」、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」、「水産業競争力強化緊急施設整備事業」等にかかる漁業近代化資金の対応を図ります。

②生活関連資金の推進

渉外により積み上げた情報を基に再度、組合員や員外者の必要とする資金を分析し、積極的な推進に努めます。

●わたしたち JF のめざすもの

生命誕生の起源である母なる海の恵みを受けて、漁業は、水産食料の供給を担うとともに、地球の約7割を占める海の環境を守る水の番人としても大切な役割をもっています。

我が国の漁業者はこれらの役割を發揮し、海洋と国土の保全、国民経済の発展、そして豊かな社会の実現に寄与してきました。

また、わたしたち JF は漁業を基盤とする組織として、漁業協同組合運動の歴史を通じ、漁業者の生活安定、漁業と漁村の発展に貢献してきました。

これからも、わたしたちJFの組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、明日に向けて、協同組合原則（自主、自立、参加、民主的運営など）に基づき行動します。

そして、我が国と世界の協同組合の仲間と連携し、また、消費者や地域とのつながりを深め、「人を大切にする社会」、「民主的で公正な社会」の実現に努めます。

このため、わたしたちJFの組合員・役職員は次のことを宣誓し、責任をもって行動します。

J F 約 領

一、海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。

一、料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。

一、都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。

一、J F の利用・参加によって、協同の成果を高めよう。

一、自主・自立、民主的運営を基本に、J F を健全に経営しよう。

一、協同の理念を学び、実践を通じて共に生きがいを追求しよう。

そして、わたしたちJFの組合員・役職員は、これらの社会的な使命や役割をしっかりと果たすことが出来るよう、また、消費者や国民から大きな信頼が得られるよう、常に、事業・組織・経営の革新に努めます。

※「J F」とは、漁協系統イメージ刷新運動に係る統一呼称であり、
Japan Fisheries cooperativesの略称です。

●漁業者等の経営の改善のための取組状況

■金融円滑化に関する取組方針

当連合会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当連合会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当連合会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当連合会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当連合会は、組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当連合会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込があった場合には、関係する他の金融機関等（日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会、企業再生支援機構を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めてまいります。
- 6 金融円滑化管理に関する体制

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

(1) 会長以下、常勤理事、本部長及び監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化の態勢整備にかかる重要な事項を協議し、施策に反映させます。

(2) 当連合会は、業務統括本部長を「金融円滑化管理責任者」、融資課長および営業課長並びに各支所長を「金融円滑化管理担当者」として、当連合会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、必要に応じて見直しを行います。

また、経営者保証に関するガイドライン（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会により公表、平成26年2月1日適用）に基づき、当連合会では、新規のお取引や既存のお取引における経営者保証に関して、ガイドラインを遵守し、誠実に対応するよう取り組んでまいります。

■中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当連合会では、中小漁業者等の経営支援に関する対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- 1 会長以下、常勤理事、本部長及び監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化の態勢整備にかかる重要な事項を協議し、施策に反映させることとしております。
- 2 業務統括本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- 3 業務統括本部融資課、営業課及び各支所（以下「各営業店等」といいます。）に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店等における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。
- 4 各営業店等では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。
- 5 お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を業務統括本部融資課に設置しているほか、営業課及び各支所においても承っております。

＜条件変更等希望のお客さまのためのご相談窓口＞

窓 口		所 在 地	電話番号
本 所	業務統括本部融資課	松山市二番町 4-6-2	089-933-8718
	業務統括本部営業課		089-933-8719
今治支所（推進センター）		今治市恵美須町 1-4-3	0898-31-0039
宇和島支所		宇和島市築地町 2-5-7	0895-22-1232

受付時間 9:00～17:00（土・日曜日、祝日・振替休日、12月31日～1月3日を除く）

- 6 お客さまからの、当連合会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、経営管理本部に受付窓口を設置しております。また、各営業店等で苦情を受けた場合には、当連合会所定の手続きに従って、速やかに経営管理本部に連絡をし、経営管理本部と各営業店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。
- 7 経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、「与信取引に関する利用者への説明態勢にかかる規則」を制定し、体制等の整備を行い、適切に対応しております。

■中小企業者等の経営支援にかかる取組状況

当連合会では、中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うため、以下の取り組みを行っております。

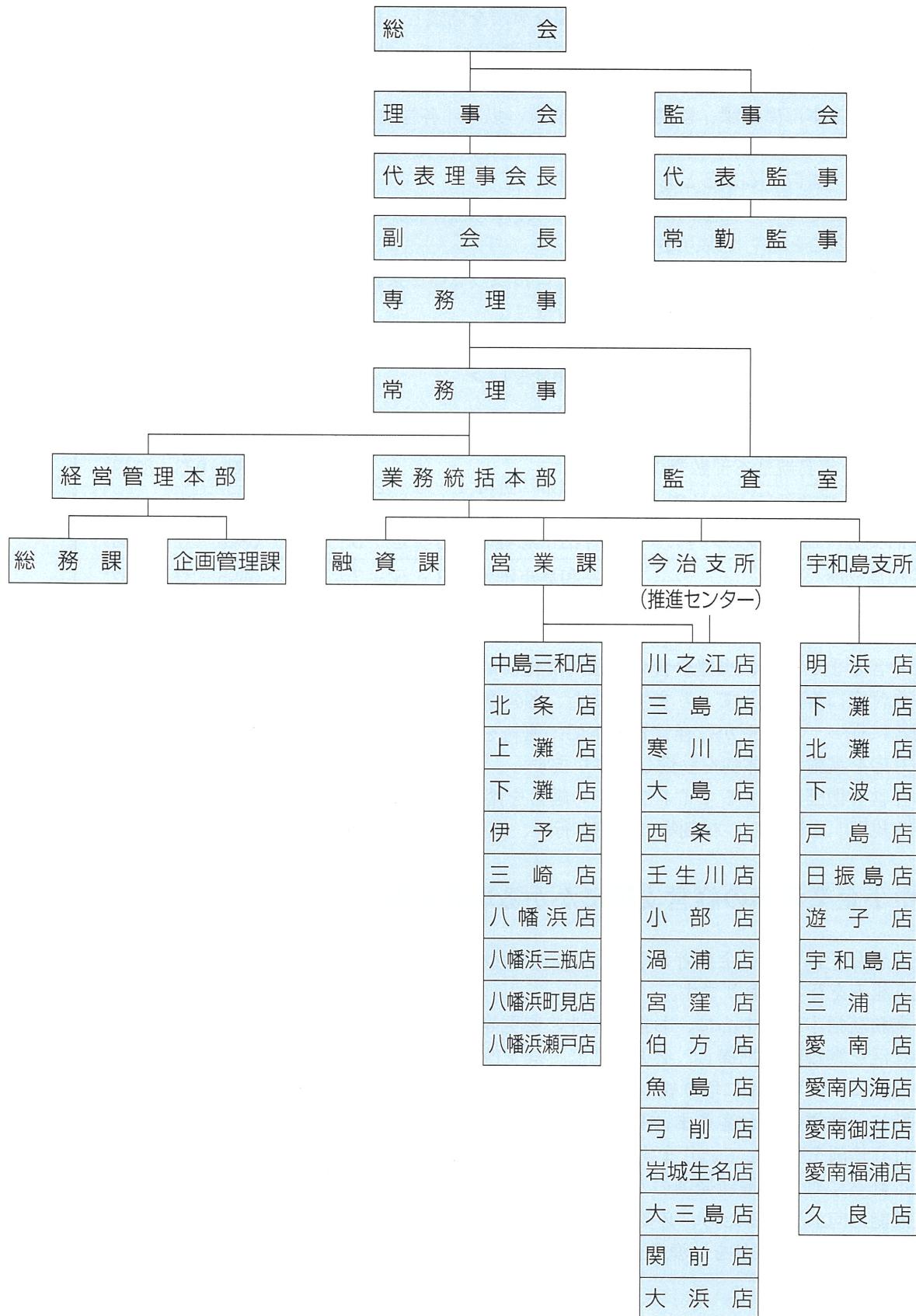
- 1 業務統括本部を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- 2 特に、漁業者のお客さまに関しては、当連合会の管轄支所及び所属漁協とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- 3 これらに対する機能発揮のため、当連合会の職員に対し、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上を図るため、必要な研修、指導を行っております。

なお、現在職員4名を「漁業金融相談員」に指名し、より円滑な対応を図っております。

本会の組織

●組織機構図

(平成29年6月末現在)



●会員数

資格別	27年度末	28年度末	増減
正会員	63	60	△3
准会員	0	0	0
合計	63	60	△3

●役員

(平成29年6月末現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事長	三好猛	理事	福島大朝
副会長	坂本猪明	理事	宮本房茂
専務理事	高木宏幸	理事	松岡真喜男
常務理事	横田崇	理事	竹田英則
理事	林喜代行	代表監事	鍵家幸典
理事	堀田順人	常勤監事	古山安孝
理事	對尾眞也	監事	川又文丸
理事	網江正安	監事	小川好人

(注) 常勤監事 古山安孝は、員外監事です。

●職員

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
参考事	2	2	2	1	1
男性職員	24	25	23	23	22
女性職員	15	12	13	14	13
嘱託・常よう人	4	6	4	6	7
合計	45	45	42	44	43

●協同会社

該当ありません。

●特定信用事業代理業の状況

該当ありません。

●店舗一覧

(平成29年6月末現在)

店舗名	所在地	代表電話番号
本 所	松山市二番町4丁目6番地2	(089) 933-8714
中島三和店	松山市津和地600番地	(089) 999-0031
北条店	松山市北条辻1456番地	(089) 992-0129
上灘店	伊予市双海町上灘甲5722番地3	(089) 986-1133
下灘店	伊予市双海町串甲3655番地4	(089) 987-0021
伊予店	伊予市灘町357番地	(089) 982-0134
三崎店	西宇和郡伊方町串19番地	(0894) 56-0111
八幡浜店	八幡浜市1522番地18	(0894) 22-2811
八幡浜三瓶店	西予市三瓶町安土533番地	(0894) 33-1331
八幡浜町見店	西宇和郡伊方町二見甲1251番地5	(0894) 39-0168
八幡浜瀬戸店	西宇和郡伊方町三机乙2989番地13	(0894) 52-0016
今治支所(推進センター)	今治市恵美須町1丁目4番地3	(0898) 31-0039
川之江店	四国中央市川之江町4101番地の地先	(0896) 58-2019
三島店	四国中央市三島中央1丁目11番17号	(0896) 24-2815
寒川店	四国中央市寒川町4775番地の4	(0896) 23-3718
大島店	新居浜市大島甲1591番地	(0897) 46-1005
西条店	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地1	(0897) 56-3165
壬生川店	西条市壬生川547番地7	(0898) 64-2019
小部店	今治市波方町小部甲153番地3	(0898) 52-2301
渦浦店	今治市吉海町椋名578番地	(0897) 84-2720
宮窪店	今治市宮窪町宮窪2700番地	(0897) 86-2008
伯方店	今治市伯方町叶浦甲1667番地の3	(0897) 72-1556
魚島店	越智郡上島町魚島1番耕地1362番地1	(0897) 78-0021
弓削店	越智郡上島町弓削下弓削839番地3	(0897) 77-2121
岩城生名店	越智郡上島町岩城1530番地	(0897) 75-2033
大三島店	今治市大三島町浦戸1507番地1	(0897) 83-0136
関前店	今治市関前岡村甲80番地第2	(0897) 88-2001
大浜店	今治市大浜町2丁目3番28号先	(0898) 23-3737

店舗名	所在地	代表電話番号
宇和島支所	宇和島市築地町2丁目5番地7	(0895) 22-1232
明浜店	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地	(0894) 65-0311
下灘店	宇和島市津島町嵐番外23番地2	(0895) 35-0221
北灘店	宇和島市津島町北灘甲1032番地	(0895) 32-2850
下波店	宇和島市下波3048番地	(0895) 29-0121
戸島店	宇和島市戸島2218番地	(0895) 64-0001
日振島店	宇和島市日振島1682番地	(0895) 65-0321
遊子店	宇和島市遊子2548番地	(0895) 62-0211
宇和島店	宇和島市桝形町2丁目6番11号	(0895) 22-5750
三浦店	宇和島市三浦西3566番地5	(0895) 29-0231
愛南店	南宇和郡愛南町鰯越166番地3	(0895) 72-1135
愛内南海店	南宇和郡愛南町柏崎536番地	(0895) 85-0304
愛南御荘店	南宇和郡愛南町御荘平城1番地20	(0895) 72-6600
愛南福浦店	南宇和郡愛南町福浦1204番地	(0895) 83-0321
久良店	南宇和郡愛南町久良1200番地2	(0895) 72-1225

●自動機器の設置状況

ATM（現金自動預入・支払機）、CD（現金自動支払機）の設置台数

項目	区分	店舗内	店舗外
本・支所設置	C D A T M	0 0	0 3
代理店設置	C D A T M	0 1	0 0

●店舗所在地



事 業 運 営

●リスク管理体制

■基本方針

金融自由化・国際化・規制緩和が急速に進展する中で、金融機関が直面するリスクもまた多様化・複雑化しており、より一層の管理能力を問われています。

当連合会では、こうした認識のもと、会員等利用者の皆様に安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると考えております。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理にかかる方針を策定し、認識すべきリスクやそれをコントロールする管理態勢など、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

なお、当連合会における各諸リスクへの対応は以下のとおりです。

■統合的リスク管理方針

当連合会では、コンプライアンスの徹底と適切なリスク管理が経営の健全性を確保するためには、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しております。その他通常の貸出取引については、本所に業務統括本部融資課を設置し各支所と連携を図りながら与信審査マニュアル、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。

なお、リスク管理においては、リスクの一方的な抑制ばかりではなく、経営としての収益性も念頭に置き、双方がバランスのとれたコントロールを目指しています。

■信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しております。その他通常の貸出取引については、本所に業務統括本部融資課を設置し各支所と連携を図りながら与信審査マニュアル、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。

不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行い、その結果、貸倒引当金については、「償却及び引当金計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めると共に、その内容について理事会に附議することとしています。

■市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3要素からなっています。

当連合会では、余裕金運用にあたって、その健全な運用を図るため、経営方針、資金の運用調達構造、リスク負担能力及び本年度収支見込等を考慮の上、年度毎に運用方針を定めるとともに、「余裕金運用規程」及び「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づき、定期的にALM委員会を開催して、理事会に報告する体制を構築しています。

■流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当連合会では、預け金等の資金繰りリスクについて、経営管理本部総務課が月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努め、経営管理本部企画管理課においてその管理状況をチェックするとともに、定期的にALM委員会において協議する体制をとっています。

■オペレーション・リスク管理

「オペレーション・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、リーガルなどについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義づけ、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きを整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

■事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、各部署における自店検査の実施等による事務リスクの削減に努めています。

さらに、事務処理の適正化、事故及び不祥事の未然防止等の観点から、内部監査の専門部署を設置し、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」等に基づき、毎年度全部署を対象に内部監査を実施しております。

また、職員の長期職場離脱の実施や長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動を行う等、事故・不正防止に努めるとともに、各種研修を通じて事務処理ミスの未然防止や職員の資質向上に努めています。

■システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、コンピュータシステムの安全かつ円滑な運用に努めるとともに、万一の不測の事態に備え、「システムリスク等危機管理マニュアル」を策定し、本計画が発動された場合には、危機管理体制に移行する体制を構築しています。

●法令等遵守体制

■基本方針

個人・団体・企業を問わず、日常の行動にあたっては、定められた法令等を遵守しつつ、活動することが当然のこととして求められています。

また、国内外における社会経済情勢の変化や構造改革に伴い、企業経営のあり方そのもの、また相次ぐ不祥事件の発生によりその社会的責任が強く問われる中、コンプライアンス態勢の整備・強化と、より公正・透明な経営が求められています。

このような社会的背景のもと、当連合会においても法令等遵守に対する取り組みを最重要課題の一つと位置付け、金融システムの一員として、引き続き信頼を確保し、漁協系統金融機関としての基本的使命や社会的責任を果たしていけるよう、今後もコンプライアンス意識の強化や体制整備を図り、ディスクロージャー（情報公開）とアカウンタビリティー（説明責任）を重視した透明性の高い業務運営を行っていくよう、不断の努力を積み重ねていく方針です。

具体的には、平成12年4月に下記の「法令等遵守に係る基本方針」を策定し、更には、コンプライアンス経営がより具体的に業務運営や役職員の業務行動に反映されるよう「コンプライアンス・マニュアル」を制定いたしました。

また、コンプライアンス勉強会の実施及び各種研修の受講等を通じて、役職員のコンプライアンス意識の向上・浸透に努めています。

今後につきましても、常に信頼される金融機関を目指し、役職員一人一人が倫理観の醸成と不正を許さない職場づくりに取り組んでまいります。

《法令等遵守に係る基本方針》

(漁協系統信用事業の使命)

- 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図ります。

(質の高い金融サービスの提供)

- 漁業生産ならびに会員等利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献します。

(法令やルールの厳格な遵守)

- 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行します。

(反社会的勢力との対決)

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

(会員等利用者・地域社会とのコミュニケーション)

- 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員等利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図ります。

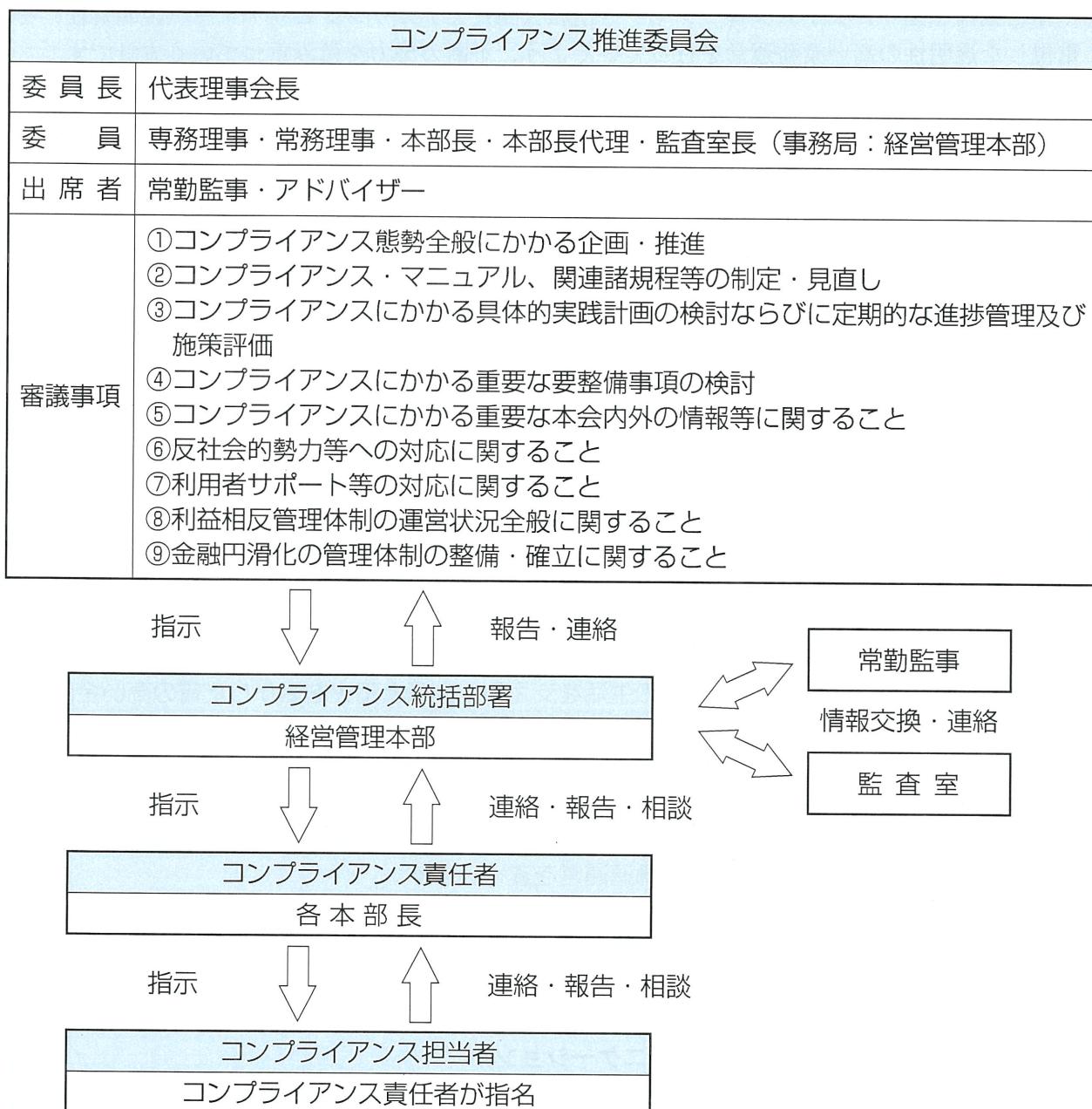
■運営体制

当連合会のコンプライアンス態勢は、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス統括部署（経営管理本部）、コンプライアンス責任者を中心に運営しています。

コンプライアンス推進委員会（委員長：代表理事会長）では、当連合会のコンプライアンスに関する基本事項等が審議され、これらの事項は、理事会で協議・決定のうえ実施されます。

また、コンプライアンス統括部署は、各部署との連絡・相談や会内への教育・啓蒙にあたるとともに、各部署に統括部署との連絡窓口となるコンプライアンス責任者を配置すること等により、コンプライアンスの浸透・徹底を図っています。

更に、コンプライアンス態勢の整備や、研修等によるコンプライアンス推進活動など、当連合会に関する年間の実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定め、コンプライアンスが着実に浸透するよう取り組んでいます。



●個人情報保護体制

■個人情報保護に向けた取り組み

当連合会は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当連合会の社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《個人情報保護方針》

1. 関連法令等の遵守

当連合会は、個人情報を取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当連合会は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当連合会は、個人情報の取扱いにおいて、事業区分ごとに利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。また、ご本人の選択による利用範囲の限定に自主的に取り組みます。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません

「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当連合会は、個人情報を取得する際、各種の申込書、契約書等への記入や、法第23条第2項に則り一般に公刊されている電話帳や住宅地図等、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当連合会は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員及び委託先を適正に監督します。

「個人データ」とは、保護法第2条第6項に規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当連合会は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関する消費者の安心感・信頼性を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に沿って個人データの適正かつ効率的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当連合会は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

なお、当連合会は、オンライン事務等について、個人データの取扱いを外部に委託する場合がありますが、その際には個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対し守秘契約等に基づいて必要かつ適切な監督を行います。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当連合会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

また、ご本人からお求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送を停止するなど、自主的に利用停止等に応じます。

「保有個人データ」とは、保護法第2条第7項に規定する保有個人データをいいます。

9. 苦情等相談窓口

当連合会は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当連合会は、個人情報保護の取組みについて、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

■情報セキュリティへの取り組み

当連合会は、会員等利用者の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

《情報セキュリティ基本方針》

1. 当連合会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、会全体で情報安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうとともに、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●金融ADR制度への対応

■苦情処理措置の内容

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応いたします。

具体的には、

- ① 利用者サポート等管理責任者の設置
- ② ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用いたします。

■紛争解決措置の内容

苦情等のお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合には、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会と連携しており、紛争解決措置としてこの三弁護士会をご紹介いたします。)

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

●利用者サポート等対応

■利用者保護の内容

当連合会の信用事業の利用者保護等管理にかかる基本方針である「利用者保護等管理方針」に則り、当連合会の信用事業の業務（信用事業の業務において取得した個人情報を含む。以下同じ。）に関して会員等利用者からの相談・苦情等へ迅速・公平かつ適切に対処し、金融ADR^(注1)制度等も踏まえつつ、当連合会における利用者サポート等の管理を行うための体制、役割等を定め、円滑な解決を図るとともに、利用者に対する説明責任を事後的に補完し、業務の改善と利用者満足の向上に役立て、もって当連合会の業務への利用者の信頼性を確保することを目的としております。

(注1) ADR (Alternative Dispute Resolution : 裁判外紛争解決) は、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

●反社会的勢力等への対応

■反社会的勢力等排除に向けた取り組み

当連合会は、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

《反社会的勢力等への対応に関する基本方針》

(運営等)

当連合会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当連合会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

当連合会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当連合会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当連合会は、反社会的勢力等への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素から警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など外部専門機関との連携強化を図ります。

(取引時確認)

当連合会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

当連合会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

●利益相反管理体制

■利益相反管理に向けた取り組み

当連合会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、水産業協同組合法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

《利益相反管理方針》

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当連合会の行う信用事業関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1) お客様と当連合会の間の利益が相反する類型
- (2) 当連合会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当連合会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当連合会が負う守秘義務に違反

しない場合に限ります。)

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当連合会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

(1) 当連合会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当連合会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当連合会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当連合会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●金融商品の勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

《勧 誘 方 針》

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

沿革・歩み

昭和24年度	愛媛県信漁連設立（設立時 会員数83組合、出資金100万円）
昭和32年度	共同化資金融資制度が発足
昭和33年度	信漁連今治・宇和島事務所開所
昭和35年度	信漁連西条事務所開所
昭和38年度	農林漁業金融公庫業務代理開始
昭和39年度	愛媛県水産会館落成
昭和40年度	農林漁業団体職員共済組合業務代理開始
昭和41年度	住宅金融公庫業務代理開始
昭和44年度	愛媛県漁業近代化資金融資制度が発足
昭和47年度	全国漁協信用事業相互援助制度に加入
昭和48年度	農水産業協同組合貯金保険機構に加入
昭和51年度	農林中央金庫業務代理開始（内国為替業務）
昭和53年度	国民金融公庫業務代理開始
昭和54年度	全銀内為制度に加盟
〃	国庫金振込事務取扱開始
〃	信漁連南宇和支所開所
昭和56年度	新愛媛県水産会館落成
昭和62年度	国債等窓販業務の取扱開始
平成元年度	全国漁協信用事業オンラインシステム稼動
平成5年度	愛媛県収納代理金融機関指定
〃	全国漁協貯金ネットサービス取扱開始
平成6年度	宇和島支所ATM設置
平成7年度	第4次全銀為替システム稼動
平成8年度	松山市収納代理金融機関指定
平成9年度	農協系統貯金ネット提携開始
平成10年度	南宇和支所ATM設置
〃	MICS提携開始
平成11年度	水協法施行漁連・信漁連創立50周年記念式典
平成12年度	本所ATM設置
〃	郵貯とのネット提携開始
平成13年度	日本マルチペイメントネットワーク運営機構に加入
平成14年度	JFマリンネットバンクサービス開始
〃	国債等窓販業務の取扱廃止
平成15年度	第5次全銀為替システム稼動
〃	全オンセンターと北海道信漁連との信用事業システム統合
〃	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
平成16年度	河原津漁協、関前村漁協、魚島村漁協より信用事業譲受け
〃	決済用貯金取扱開始
平成17年度	今治市・宇和島市収納代理金融機関指定
〃	下灘漁協（宇和島）、壬生川漁協、中島漁協、新居浜市大島漁協、北条市漁協、久良漁協より信用事業譲受け
〃	セブン銀行とのネット提携開始

平成18年度	愛南町収納代理金融機関指定 北灘漁協より信用事業譲受け
〃	
平成19年度	セブン銀行・郵便局のA T Mでの入金取引開始 南宇和支所を廃止し、宇和島支所と統合
〃	
〃	弓削漁協より信用事業譲受け
〃	本所 I C キャッシュカード対応 A T M設置
平成20年度	松山市上・下水道事業収納取扱金融機関指定 明浜漁協、三浦漁協、戸島漁協より信用事業譲受け
〃	
平成21年度	蔣渕漁協、日振島漁協、長浜町漁協より信用事業譲受け 西条支所を廃止し、今治支所と統合
〃	
平成22年度	大浜漁協、宮窪町漁協、下波漁協、川之江漁協より信用事業譲受け
平成23年度	桜井漁協、三島漁協、寒川漁協、下灘漁協、三崎漁協、渦浦漁協、上灘漁協、伯方町漁協、中島三和漁協、伊予漁協、八幡浜漁協、愛南漁協より信用事業譲受け
〃	
〃	伊方町、八幡浜市、西予市収納代理金融機関指定
平成24年度	第6次全銀為替システム稼動 中島店を廃止
〃	
〃	小部漁協、西条市漁協、岩城生名漁協、大三島漁協より信用事業譲受け
平成25年度	大三島店（上浦）A T M設置 ローソン・イーネットとの提携開始
〃	
平成26年度	中島三和怒和島店、蔣渕店を廃止 河原津店を廃止
平成27年度	遊子漁協より信用事業譲受け 今治支所 A T M設置
〃	
〃	今治支所を推進センターへ移行
平成28年度	宇和島漁協より信用事業譲受け 長浜店、愛南南内海店、愛南海西店を廃止 伊予市収納代理金融機関指定
〃	
〃	

事業のご案内

JFマリンバンクはどなたでもご利用できる金融機関です。

●貯金業務

会員・組合員の皆様はもとより、水産業関連団体、地域住民の皆様や事業主の皆様から、普通貯金・定期貯金等各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、キャッシュサービスは、県内はもちろん、全国の銀行や信用金庫をはじめとするMICS提携金融機関、JA銀行（農協）、セブン銀行、コンビニエンスストア（ローソンATM、ファミリーマート等のインターネット提携ATMの設置店舗等）、ゆうちょ銀行のATM、CDでもご利用いただけます。

なお、ATM手数料無料化以外のATMでは、手数料をキャッシュバックしているところもあり、多くのATMで利用手数料が実質無料となっています。手数料等の詳細につきましては、「手数料一覧」のページの自動機手数料の欄をご覧ください。

さらに、より安心・安全にご利用いただくために、JFマリンバンクの磁気キャッシュカードをお持ちのお客様にはICチップ搭載型キャッシュカードへ切り替えを、また、JFマリンバンクのキャッシュカードをお持ちでないお客様にはICチップ搭載型キャッシュカードの新規発行を、それぞれ手数料無料でお勧めしています。

●貸出・受託貸付業務

会員漁協への購販売事業等の運転資金貸出、会員の組合員への漁業近代化資金等制度資金、営漁資金及び生活資金融資も行っています。

また、一般の皆様にも、住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、フリーローン等、各種ローンを取り揃えていますので、お気軽にご相談下さい。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業資金及び教育資金）の融資申込みのお取次も行っておりますので、併せてご利用下さい。

●為替・振替決済業務

学費等の「振込」や手形、小切手類の「取立」、各種年金の自動受取、また電気・電話・水道・NHK受信料等の公共料金の自動支払いもぜひご利用ください。

わたしたち愛媛信漁連は、これからも、さらに便利で身近な浜のくらしに密着した金融機関を目指します。

商品・サービスのご案内

●貯金業務

■主な貯金商品

種類	特色	預入金額	期間
大口定期貯金	まとまった資金を有利に、かつ確実に増やす最高利回りの商品です。	1,000万円以上	1ヶ月以上 5年以下
変動金利定期貯金	その時々の金融情勢に応じて、金利が変わる商品です。	1円以上	1年以上 3年以下
スーパー定期貯金	身近な定期です。1,000万円未満で都合に応じて、期間をお選びください。	1円～1,000万円未満	1ヶ月以上 5年以下
期日指定定期貯金	1年以上経過すれば、ご希望の日にお引き出しえできます。	1円～300万円未満	1年以上 3年以下
定額積立定期貯金	毎月一定の日に一定の金額を積立てる定期です。	1円以上	1・2・3・4・5年
自由積立定期貯金	預入期間内に自由に積立てができる定期です。	1円以上	1年以上 5年以下
漁協積立定期貯金Ⅰ型	漁協組合員の資産形成のための定期です。プランに合わせて「水揚天引式」と「定額式」のいずれかをお選びいただき、自動振替より積立てます。	1円以上	1年の自動継続
漁協積立定期貯金Ⅱ型	毎月一定額を普通貯金より自動振替し積立てます。一部支払いもできる便利な定期です。	1円以上	1年の自動継続
定期積金	身近な積金です。毎月コツコツ無理なく貯金できます。	1回の預入 100円以上	6ヶ月以上 7年以下
当座貯金	小切手や手形による決済口座として利用いただくための貯金です。	1円以上	出し入れ自由
普通貯金	いつでも出し入れのできるサイフ代わりの貯金です。 個人のものは定期性貯金を担保とする総合口座の取扱いができます。	1円以上	出し入れ自由
貯蓄貯金	目標型の貯金で、10万円型と30万円型のタイプがあります。 スウィング機能があります。	1円以上	出し入れ自由
通知貯金	短期間のまとまった資金を運用できます。	1万円以上	定めなし (但し、7日以上の据置期間必要)
総合口座	1つの通帳で、普通貯金と定期性貯金がセットされており、定期性貯金を担保に借り入れもできます。家計のメイン口座としてご利用下さい。		

■漁協系統セーフティーネット構築に向けた取り組み

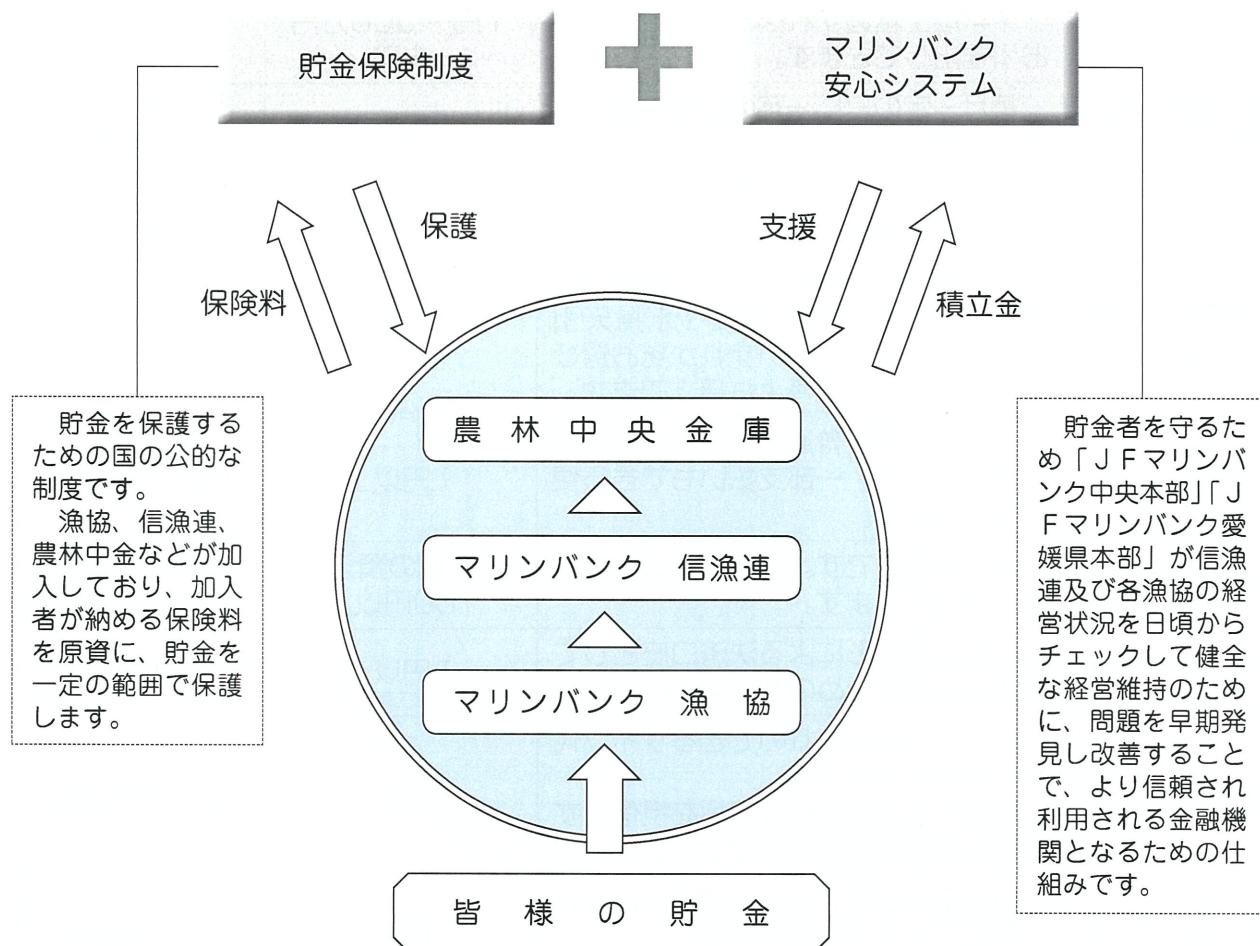
当連合会は、皆様に安心して貯金を預けていただけるよう、平成15年1月に施行された再編強化法に基づき「マリンバンク安心システム」という新たなセーフティーネットを構築しました。

これまで、「農水産業協同組合貯金保険制度」と「全国漁協信用事業相互援助制度」の2つの制度で皆様からお預かりした貯金をお守りしていましたが、このうち「相互援助制度」をさらにパワーアップさせたのが「マリンバンク安心システム」です。

具体的には、個々の漁協等や信漁連の経営健全性を高い水準で維持することです。

また、万が一経営状況が厳しくなった場合も、早期発見・早期解消する仕組みを措置しました。

皆様からお預りした貯金は、グループ全体でしっかり守るということです。



●貸付業務

種類	一般資金	制度資金
手形貸付	一般信用貸付 協会保証付貸付 商手担保保貸付 貯金担保保貸付	—
証書貸付	一般証書貸付 協会保証付貸付 住宅資金融 各種□一	漁業近代化資金 漁業経営維持安定資金 中山間地域活性化資金 農林漁業共同化資金
当座貸越	一般□座貸越 総合□座貸越 一力ード□一	—

■漁業近代化資金

☆漁業近代化資金とは？

長期・低利な資金によって、水産業の経営の近代化を図ることを目的とした制度資金です。漁船建造・漁具取得等の設備資金を中心に幅広い用途の資金が用意されています。

☆長期・低利な理由は？

借入金に対して国・県からの利子補給がありますので、長期かつ低利でご利用いただけます。(市町の上乗せ利子補給がある場合、さらに金利が低くなります。)

種類	対象事業	返済期間	融資額
1号資金	20トン未満の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(漁船) 最長20年	20トン以上の漁船の建造等に係る資金の借受者 3億6,000万円以内
2号資金	20トン以上の漁船の建造・取得・改造及び附属機器の取得	(機器) 最長10年	水産養殖業を営む法人又は団体 3億6,000万円以内
3号資金	漁船漁具保管修理施設、水産物加工施設など	最長15年	2つ以上の複合経営者 3億6,000万円以内
4号資金	漁場改良造成用機具、水産物等運搬用機具など	最長7年	漁船を使用して漁業を営む個人・法人・水産養殖業を営む個人 9,000万円以内
5号資金	漁具、養殖用施設など	最長5年	上記以外の個人 1,800万円以内
6号資金	水産動植物の種苗の購入・育成など	最長5年	
7号資金	漁業者研修施設、漁家民宿施設など	最長20年	
8号資金 (農林水産大臣特認)	漁場改良造成施設	最長12年	
	漁村給排水施設	最長15年	
	漁家住宅	最長15年	
	海浜等環境活用施設	最長12年	
	初度的経営	最長5年	

■各種ローン商品

種類	使いみち	返済期間	融資額
マイカーローン	自家用車購入、車検 運転免許取得費用、他行借換等	最長8年	500万円以内
教育ローン	入学金、授業料、教材費、 在学費用、他行借換等	最長10年	500万円以内
フリーローン	必要とする一切の資金	最長10年	500万円以内
リフォームローン	自宅のリフォーム全般	最長15年	500万円以内
住宅ローン	個人住宅新築、土地購入等	最長35年	所要資金の範囲内
共済ローン	漁協共済、生活総合共済	最長20年	300万円以内
カードローン	必要とする一切の資金	—	100万円以内
レスキューローン	会員の組合員で喫緊の対応 が必要な資金	最長5年	200万円以内

※上記ローンをご利用の際は、ご契約上の規定、ご返済方法、ご利用限度額等にご留意下さい。
※変動金利の金利変更は、原則として年2回（通常4月、10月）に行います。

■受託業務

- ① 株式会社 日本政策金融公庫（農林水産事業・国民生活事業）
- ② 独立行政法人 住宅金融支援機構

●為替・決済業務

■各種サービス

種類	内容
内国為替サービス	全国の金融機関への振込・代金取扱を確実に行います。
年金自動受取	国民年金・厚生年金等の年金がお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気・電話・水道・ガス・NHK受信料等の公共料金をはじめ、国税、県税、高校授業料、国民年金保険料等をお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
収納代理	愛媛県税、松山市税、今治市税、八幡浜市税、西予市税、宇和島市税、四国中央市税、伊予市税、愛南町税、伊方町税、上島町税の支払にご利用下さい。
キャッシュサービス	<p>キャッシュカードを使って、県内はもちろん全国のMICS提携金融機関、セブン銀行・ゆうちょ銀行・農協・ローソン・イーネットの自動機（ATM・CD）から現金を引き出すことができます。</p> <p>更に、セブン銀行・ローソン・イーネット・ゆうちょ銀行のATMでは、現金の預入も可能になっている他、手数料キャッシュバック等もおこなっており、ますます便利になっています。</p> <p>また、キャッシュカードは、従来の磁気ストライプカードに偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載した「ICキャッシュカード」を発行しており、より一層セキュリティを強化したものとなっておりますので安心してご利用いただけます。</p>
クレジットカード	マリンクレジットカードは、ショッピングやレジャーなどお客様のサイン一つでご利用になれる便利なカードです。
JFマリンネットバンクサービス	<p>お手持ちの携帯電話・パソコンに接続されているインターネットから、残高照会、入出金明細照会、お振込、お振替など各種サービスをご利用いただけます。</p> <p>また、税金・保険料・公共料金などの支払いができるマルチペイメントネットワークによる収納サービス「Pay·easy（ペイジー）」もご利用できます。</p>

手数料一覧

●内国為替の取扱手数料

区分		本会本支所及び県内漁協宛		系統金融機関及び他行宛		
振込手数料(1件につき)		文書扱い	電信扱い	文書扱い	電信扱い	
窓口利用	3万円未満	216円	200円	432円	540円	
	3万円以上	432円		648円	756円	
自動機利用 (現金、県内JFキャッシュカード、他行・他県キャッシュカードを含む)	3万円未満		無料		216円	
	3万円以上					
JFマリンネットバンク利用	3万円未満		432円	648円		
	3万円以上			(普通扱) 648円(至急扱) 864円		
送金手数料(1件につき)		216円				
代金取立手数料(1通につき)						
同一手形交換所内(1枚につき)						
送金・振込組戻料(1件につき)						
不渡手形返却料(1通につき)				648円		
取立手形組戻料(1通につき)						
取立手形店頭呈示料(1通につき)						

- (注) 1. 上記手数料には、消費税(8%)が含まれております。
2. 自店を支払場所とする手形・小切手等の店頭入金は無料といたします。

●両替手数料

お取扱枚数(※)	手数料
100枚以下	無料
101枚以上 1,000枚以下	324円
1,001枚以上 2,000枚以下	648円
2,001枚以上 3,000枚以下	972円
3,001枚以上	1,000枚増すごとに プラス324円

※「持込枚数合計」または「持帰り枚数合計」のいずれか多い方の枚数
(同一金種の新券への交換・記念硬貨の交換は、無料となります。)

●自動機手数料

区分			ご利用時間	手数料
J F マリンバンク	全 日	お引出し お預入れ	8:00~21:00 ^(※1)	無 料
J A バンク	全 日	お引出し	8:00~21:00	無 料
ゆうちょ銀行	全 日	お引出し お預入れ	8:00~21:00	無 料
セブン銀行	全 日	お引出し お預入れ	8:45~18:00	無 料
	平 日	お引出し お預入れ	8:00~ 8:45 18:00~21:00	108円 (キャッシュバック)
	土曜日		8:00~ 9:00 14:00~21:00	
	日・祝		8:00~21:00	
伊予銀行 愛媛銀行 高知銀行 三井住友銀行 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 ※その他MICS提携行	全 日	お引出し	8:00~21:00	A T M取扱金融機関所定の手数料がかかり、時間帯によって手数料が異なる場合があります。 (キャッシュバック)
ローソンA T M	全 日	お引出し お預入れ	8:00~21:00	無 料
イーネットA T M	全 日	お引出し お預入れ	8:00~21:00	無 料

(キャッシュバック)

ご利用された翌月の5日（休日の場合は翌営業日）に1ヶ月分の利用分を、お客様の口座へ入金いたします。

口座解約をされた場合は、利用手数料をキャッシュバックできませんのでご了承ください。

コンビニエンスストア等に設置の一部ATMにおいては、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合があり、所定の手数料がかかる場合があります。

一部ATMが設置されていない店舗もあります。

ATM設置場所によってはお取扱い時間が異なります。

上記以外のATMにおいて、所定の手数料がかかる場合、または取扱いができない場合があります。

(※1) 大三島店（上浦）ATMのお取扱い時間は、平日9:00～17:00、土曜日9:00～12:00となっております。

地域の活性化のための取組状況

漁協系統組織は、漁業者（組合員）が協同して経済活動を行い、相互の事業と暮らしの向上を図るだけでなく、協同組合原則の一つである「地域社会の発展のための貢献」を掲げ、国民への食糧供給者としての役割を担っています。

当連合会は、JFマリンバンクえひめのイメージキャラクター「浜鯛長」の着ぐるみを県下イベント（ぎゅぎゅっと愛南！夏の陣、水軍レース大会、えひめ・まつやま産業まつり、幼稚園への魚食普及活動など）に参加させ、地域住民の方々との触れ合いや漁協女性部が作る水産加工品を通じて魚食普及に努め地域活性化に取り組みました。

また、漁業にかかる設備資金や運転資金を積極的に融通し、漁業者の経営継続、経営改善を必要とする漁協への支援を金融面から支えるなど、水産業の発展及び漁村振興の一翼を担っています。

漁協女性部との連携

• • • • •

愛媛県漁協女性部連合会の事務局を通して、小学校への訪問授業をはじめとした魚食普及活動、海浜清掃活動、漁船海難遭難児募金活動等に取り組んでいます。

本年度は、愛媛県の委託事業である「漁村の食文化を活かした地域活性化支援事業（郷土料理地域伝承・普及事業）」を活用し、各地区での小学生や親子を対象とした魚料理教室や、済美高等学校食物科学コースの生徒と各地区の女性部が集まり、お互いの日頃の活動発表と試作交流等を実施し魚食普及に努めました。



また、地元水産物を利用した加工品の開発等、新たな起業活動に取り組む際に効率的な実施を図るために支援や、新たな販路拡大を図るために販売促進活動等を支援する、愛媛県補助事業であるビジネス育成支援事業を積極的に活用し漁村女性による活力ある漁村づくりを目指しています。

農商工連携・6次産業化等への取り組み

• • • • •

農商工連携や6次産業化に対して様々な協力をしています。

農商工連携への協力として、水産業と商工業のコラボによる商品開発に向けた市場調査や技術開発、販売促進のための農商工連携ファンド事業に参加しています。

また、生産・加工・販売に亘る6次産業化の円滑な推進へ、オール愛媛体制でサポートを行う「えひめ6次産業化推進チーム会議」や、地域の将来構想のもと地域イノベーションを推進するため、6次産業化による宇和海地域の活性化を目指す「えひめ水産イノベーション創出推進協議会」にも参加協力しています。

トピックス

- 平成28年 7月 第1回代理店・信用事業実施組合合同連絡会議開催。
- 平成28年 8月 第2回代理店・信用事業実施組合合同連絡会議開催。
- 平成28年 9月 年金推進研修会開催。
- 平成28年 11月 JFマリンバンク推進大会開催。
- タ 他行・他県カード振込業務の取扱開始。
- 平成29年 1月 第3回代理店・信用事業実施組合合同連絡会議開催。
- 平成29年 3月 ブロック信用事業協同体事業推進協議会開催。
- 平成29年 5月 第1回ブロック会議開催。
- 平成29年 6月 第68回通常総会開催。
- 平成29年 7月 コンプライアンス研修会開催。

資料編

業 績

●貯 金

本年度の貯金業務は、平成28年度推進方策に基づき、顧客台帳をもとに重点アプローチ先を選定のうえ、漁協役職員と連携のもと、定期性貯金キャンペーン、口座振替等の推進に取り組んだ結果、県下全体の定期貯金新規獲得額は33億円、定期積金契約額は3億円の実績となりました。

平残目標777億円に対し833億円の実績となり、残高は前年度末比5億円増の829億円となりました。

(単位：億円、%)

区分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)-(A)=(C)	28年度目標 (D)	増加率 (C)／(A)	目標達成率 (B)／(D)
残 高	824	829	5	819	0.6	101.2
平均 残 高	766	833	67	777	8.7	107.2

●貸 出 金

本年度の貸出業績は、組合員への相談機能発揮による種苗購入・育成資金等を中心とした個別提案型の融資推進、また（株）オリエントコーポレーション保証によるローンを創設し積極的に推進し、貸付残高の維持・増加に取り組みましたが、漁業者緊急支援資金等の制度資金の約定返済と魚類養殖運転資金の回収及び事業廃業等に伴う代位弁済により、期末平残は前年度比3億円減の307億円、残高は前年度末比15億円減の274億円となりました。

(単位：億円、%)

区分	前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)-(A)=(C)	28年度目標 (D)	増加率 (C)／(A)	目標達成率 (B)／(D)
残 高	289	274	△ 15	—	△ 5.2	—
平均 残 高	310	307	△ 3	310	△ 1.0	99.0

●財務収支・自己資本比率

資金調達である貯金量は増加し、運用である貸出金が減少したため、貯貸率の低下、運用に対する調達コストのバランスの悪化等、マイナス金利政策の影響を大きく受けた結果となりました。

しかしながら、金融機関の安全性・健全性を示す自己資本比率は、「新BIS規制（バーゼルⅢ）」に従った算定の結果、19.72%となり、国内基準（最低所要自己資本比率）の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施要件である8%を大きく上回り高い水準を確保しております。

(単位：百万円)

区分	前年度末 (A)	本年度末 (B)	増減 (B)-(A)=(C)
経常利益	168	99	△69
当期剰余金	108	58	△50
自己資本比率	21.88%	19.72%	△2.16%

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	27年度末	28年度末	科目	27年度末	28年度末
(資産の部)					
現金	753	859	貯金	82,388	82,921
預け金	54,336	56,739	当座貯金	12	29
系統預け金	51,484	55,428	普通貯金	25,491	26,255
系統外預け金	2,852	1,311	貯蓄貯金	21	19
貸出金	28,943	27,406	通知貯金	8	5
手形貸付金	8,619	7,208	別段貯金	1,573	1,676
証書貸付金	17,184	17,114	定期貯金	54,747	54,358
当座貸越	1,555	1,499	積立定期貯金	16	15
金融機関貸付	1,585	1,585	定期積金	520	564
その他資産	362	183	借用金	900	1,200
未決済為替貸	2	2	証書借入金	900	1,200
前払費用	1	1	その他負債	241	244
未収収益	104	95	貸付留保金	70	39
その他の資産	255	85	未払法人税等	2	9
固定資産	435	429	従業員預り金	24	28
有形固定資産	429	424	未決済為替借	8	10
無形固定資産	6	5	未払費用	93	99
外部出資	6,398	6,402	前受収益	36	18
系統出資	4,727	4,731	その他の負債	8	41
系統外出資	1,671	1,671	諸引当金	392	353
繰延税金資産	154	133	賞与引当金	15	15
債務保証見返	32	28	退職給付引当金	222	201
貸倒引当金	△239	△257	役員退職慰労引当金	23	27
			特定債務者支援引当金	132	110
			債務保証	32	28
			負債の部計	83,953	84,746
(純資産の部)					
			会員資本	7,221	7,176
			出資金	1,559	1,572
			利益剰余金	5,662	5,639
			利益準備金	1,928	1,958
			その他利益剰余金	3,734	3,681
			任意積立金	3,599	3,599
			当期末処分剰余金	135	82
			うち当期剰余金	108	58
			処分未済持分	—	△35
			純資産の部計	7,221	7,176
合計	91,174	91,922	合計	91,174	91,922

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	27年 度	28年 度
経常 収 益	1,096	1,082
資金 運用 収 益	940	936
貸出金 利 息	652	618
預け金 利 息	17	10
受入金 利 息	0	0
受取 稟 利 勵	235	280
受取 特別配当金	36	28
役務取引等収益	21	21
内国為替受入手数料	16	16
その他受入手数料	4	4
その他の役務取引等収益	1	1
その他事業収益	90	92
受取出資配当金	90	90
受取助成金	0	2
その他経常収益	45	33
その他他の経常収益	45	33
経常 費 用	931	982
資金調達費用	134	118
貯金 利 息	131	116
借用金 利 息	0	0
支払雑利息	1	0
支払 稟 利 勵	2	2
役務取引等費用	9	9
内国為替支払手数料	4	4
その他支払手数料	1	1
その他の役務取引等費用	4	4
その他事業費用	36	28
融資保険料	3	3
支払助成金	22	15
事業業権推進費	11	8
債権管理費	0	2
事業管理費	751	809
その他経常費用	1	18
貸倒引当金繰入額	1	18
その他の経常費用	0	0
経常 利 益	168	99
特別 利 益	0	3
その他他の経常費用	0	3
特別 損 失	31	3
固定資産処分損	31	0
その他の経常費用	0	3
税引前当期利益	137	99
法人税、住民税及び事業税	2	21
法人税等調整額	26	21
当期 剰余金	108	58
前期繰越剰余金	27	24
当期未処分剰余金	135	82

注記表

I. 繼続組合の前提に関する注記

該当ありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
外部出資に計上したその他有価証券の評価は、移動平均法による原価法です。
2. 固定資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - (1) 有形固定資産
 - ①減価償却資産の償却方法は定率法です。
 - ②平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
 - ③平成28年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物の償却方法は定額法です。
 - ④取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
 - ⑤平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
 - ⑥耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産
当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準は次のとおりであります。
 - (1) 貸倒引当金は、「経理規程」、「資産自己査定実施要領」及び「償却及び引当金計上基準」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。
なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。
 - (2) すべての債権は、「資産自己査定実施要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき必要額を計上しております。
 - (4) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、「常勤理事退任慰労金支給内規」、「非常勤理事退任等慰労金支給に関する内規」、「常勤監事退任慰労金支給内規」及び「非

常勤監事退任等慰労金支給に関する内規」に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

- (5) 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対する支援により、将来発生が見込まれる損失額を合理的に見積り計上しております。

4. リース取引の処理方法は次のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

III. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物の減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

IV. 表示方法の変更に関する注記

該当ありません。

V. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当ありません。

VI. 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません。

VII. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は958,210,260円、圧縮記帳累計額は38,359,663円（うち当期圧縮記帳額は0円）です。

2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

系統預け金	6,000,000,000円
系統外預け金	400,000,000円

担保資産に対応する債務

未決済為替	7,964,240円
借入金	0円

3. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は4,013,450,735円です。

ただし、総合口座取引における当座貸越又は貯金を担保とする貸出金（担保とされた貯金の額を超えないものに限る。）は、この限りではありません。

4. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。

ただし、貯金はこの限りではありません。

5. リスク管理債権の内訳は次のとおりであります。

(1) 貸出金のうち破綻先債権額は9,360,944円、延滞債権額は6,022,449,580円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

(2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,031,810,524円です。

なお、上記(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、637,683,731円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが637,683,731円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、契約極度額の減額及び貸越の中止又は本契約の解除をすることができる旨の条項が付けられております。

VIII. 損益計算書に関する注記

その他特別利益及びその他特別損失は不祥事件による弁済額と実被害額です。

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項。

- (1) 金融商品に対する取組方針

当会は、愛媛県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

JFは組合員等から預かった貯金の一部を資源として、資金を必要とする組合員等へ貸付け、その残りは当会が預かり運用を図る一方で、これを担保としてJFに必要な資金を貸付け、また会員JFが資金を必要とする組合員に対して資金を貸付けるための原資を貸付ける、再預け転貸方式に基づき事業を行っております。また、残った資金は農林中央金庫に預け入れております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、92%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

借入金については会員の組合員への個別貸出に係る原資として借り入れた、農林中央金庫からの日銀成長基盤強化支援資金です。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本所に業務統括本部融資課を設置し、各支所との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「償却及び引当金計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております

②市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%減少したものと想定した場合には、経済価値が2,337,336円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現 金	859,354,104	859,354,104	0
(2) 預 け 金	56,738,991,226	56,738,955,061	△36,165
(3) 貸 出 金	27,406,077,564		
貸倒引当金（※）	△257,245,405		
	27,148,832,159	27,681,442,746	532,610,587
資 産 計	84,747,177,489	85,279,751,911	532,574,422
(1) 貯 金	82,920,601,275	82,985,168,002	64,566,727
(2) 借 入 金	1,200,000,000	1,200,000,000	0
負 債 計	84,120,601,275	84,185,168,002	64,566,727

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法は次のとおりであります。

資産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分毎に、新規に預け入れた場合に想定される預本金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 廉金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用している利率を用いております。

(2) 借入金

長期借入金は、固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2.の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区分	貸借対照表計上額
①系統出資（※1）	4,730,990,000
②系統外出資（※1）	1,670,722,500
合計	6,401,712,500

（※1）系統出資及び系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金融債権の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	56,738,991,226	0	0	0	0	0
有価証券	0	0	0	0	0	0
貸出金（※）	12,942,172,067	3,284,283,040	1,890,233,437	1,566,524,049	1,214,866,944	5,155,113,068
合計	69,681,163,293	3,284,283,040	1,890,233,437	1,566,524,049	1,214,866,944	5,155,113,068

（※）貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の1,352,884,959円は、含めておりません。

なお、一部の金融機関向けの貸出金 1,585,000,000円は、5年超めております。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	74,136,728,518	7,823,330,077	920,345,342	34,030,172	4,801,166	1,366,000
借入金	0	0	0	1,200,000,000	0	0
合 計	74,136,728,518	7,823,330,077	920,345,342	1,234,030,172	4,801,166	1,366,000

（※）貯金のうち、要求払貯金27,983,360,029円については「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

X. 有価証券に関する注記

該当ありません。

XI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」に基づき、簡便法により行っています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	222,350,661円
退職給付費用	19,251,607円
退職給付の支払額	△40,118,298円
期末における退職給付引当金	201,483,970円

(3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	201,483,970円
退職給付引当金	201,483,970円

(4) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	19,251,607円
----------------	-------------

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,802,148円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は51,021千円となっております。

XII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次のとおりであります。

	平成29年3月31日現在
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	47,468,236円
固定資産減損処理額	26,686,130円
賞与引当金超過額	4,015,671円
未納事業税等	1,300,435円
退職給付引当金超過額	55,730,466円
役員退職慰労引当金超過額	7,482,141円
減価償却限度超過額	40,600,414円
特定債務者支援引当金超過額	30,426,000円

未収収益不計上否認分	1,159,196円
繰延税金資産小計	214,868,689円
評価性引当金	△81,636,506円
繰延税金資産合計	133,232,183円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は、次のとおりであります。

	平成29年3月31日現在
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.69%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.03%
住民税均等割	2.08%
教育情報資金	△2.80%
評価性引当額の増減	13.64%
その他	0.47%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.71%

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度より適用しております。

XIII. 貸貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XIV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当ありません。

XV. 資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XVI. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

XVII. その他の注記

該当ありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	27年度	28年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	137	99
減価償却費	17	18
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 5	18
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 60	△ 21
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	△ 19	△ 18
資金運用収益	△ 940	△ 936
資金調達費用	131	118
固定資産処分損益	31	0
貸出金の純増減（△は純増）	672	1,537
預け金の純増減（△は純増）	△ 3,000	△ 7,000
貯金の純増減（△は純増）	5,324	533
借用金の純増額（△は純増）	900	300
教育情報資金	△ 10	△ 10
事業分量配当金の支払額	△ 50	△ 40
その他	25	176
資金運用による収入	958	930
資金調達による支出	△ 128	△ 113
小 計	3,983	△ 4,409
法人税等の支払額	△ 7	△ 14
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,976	△ 4,423
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 30	△ 11
固定資産の売却による支出	51	0
外部出資による支出	△ 72	△ 4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 51	△ 15
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	18	17
出資配当金の支払額	—	△ 4
出資金の払戻しによる支出	△ 30	△ 31
処分未済持分の取得による支出	—	△ 35
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12	△ 53
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	3,911	△ 4,490
6 現金及び現金同等物の期首残高	9,777	13,688
7 現金及び現金同等物の期末残高	13,688	9,197

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	27年度	28年度
当期未処分剰余金	135	82
剰余金処分額	101	45
利益準備金	30	15
出資配当金	31	30
事業分量配当金	40	—
次期繰越剰余金	34	37

(脚注) (1) 出資金の配当率 2.0%

(2) 次期繰越剰余金に含まれる水産業協同組合法第55条第7項に掲げる教育情報資金の額は、5,000,000円であります。

貯金

●種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円)

項 目	27年度末		28年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
当座性貯金	当 座 貯 金	12	0.0%	28	0.0%
	普 通 貯 金	25,491	30.9%	26,255	31.7%
	貯 蓄 貯 金	21	0.0%	19	0.0%
	通 知 貯 金	8	0.0%	5	0.0%
	別 段 貯 金	1,573	1.9%	1,676	2.0%
	計	27,105	32.9%	27,983	33.7%
定期性貯金	定 期 貯 金	54,747	66.5%	54,358	65.6%
	うち固定自由金利定期	54,747	66.5%	54,358	65.6%
	うち変動自由金利定期	—	—	—	—
	積 立 定 期 貯 金	16	0.0%	15	0.0%
	定 期 積 金	520	0.6%	564	0.7%
	計	55,283	67.1%	54,937	66.3%
合 計		82,388	100.0%	82,921	100.0%
貯金者区分残高	会 員	12,434	15.1%	8,167	9.8%
	組 合 員 直 接 預 り	21,226	25.8%	22,065	26.6%
	計	33,660	40.9%	30,232	36.5%
	地 方 公 共 団 体	5,011	6.1%	5,007	6.0%
	金 融 機 関	—	—	—	—
	そ の 他	43,717	53.1%	47,682	57.5%
計		48,728	59.1%	52,689	63.5%

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(注3) 員外その他には、「会員の正組合員家族」「会員の准組合員家族」を含む

●科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

項 目	27年度		28年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	18,452	24.1%	21,346	25.6%	2,894
定期性貯金	56,741	74.0%	59,715	71.6%	2,974
その他の貯金	1,440	1.9%	2,286	2.7%	846
計	76,633	100.0%	83,347	100.0%	6,714
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	76,633	100.0%	83,347	100.0%	6,714

(注1) 流動性貯金＝当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金+積立定期貯金+定期積金

●財形貯蓄残高

該当ありません。

貸出金

●種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円)

項目	27年度末		28年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付	8,619	29.8%	7,208	26.3%	△ 1,411
証書貸付	17,184	59.3%	17,114	62.4%	△ 70
当座貸越	1,555	5.4%	1,499	5.5%	△ 56
金融機関貸付	1,585	5.5%	1,585	5.8%	0
合計	28,943	100.0%	27,406	100.0%	△ 1,537
固定金利貸出	28,569	98.7%	27,072	98.8%	△ 1,497
変動金利貸出	374	1.3%	334	1.2%	△ 40
設備資金	6,320	21.8%	6,318	23.1%	△ 2
運転資金	22,623	78.2%	21,088	76.9%	△ 1,535
貸出者区分残高	会員	11,447	39.5%	10,245	37.4%
	組合員直接貸付	15,596	53.9%	15,196	55.4%
	計	27,043	93.4%	25,441	92.8%
	地方公共団体	—	—	—	—
員外	金融機関	1,585	5.5%	1,585	5.8%
	その他の	315	1.1%	380	1.4%
	計	1,900	6.6%	1,965	7.2%
					65

●科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

項目	27年度末		28年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付	7,888	25.4%	10,045	32.7%	2,157
証書貸付	18,457	59.5%	17,584	57.2%	△ 873
当座貸越	3,091	10.0%	1,550	5.0%	△ 1,541
金融機関貸付	1,585	5.1%	1,585	5.1%	0
合計	31,021	100.0%	30,764	100.0%	△ 257

●貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

項目	27年度末	28年度末	増減
貯金等	4,707	5,227	520
有価証券	—	—	—
動産	1,047	983	△ 64
不動産	6,238	6,643	405
その他担保物	—	—	—
担保計	11,992	12,853	861
漁信基保証	14,660	12,326	△ 2,334
その他保証	418	403	△ 15
保証計	15,078	12,729	△ 2,349
信用	1,873	1,824	△ 49
合計	28,943	27,406	△ 1,537

●債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

項目	27年度末	28年度末	増減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	8	6	△ 2
不動産	—	—	—
その他担保物	17	16	△ 1
担保計	25	22	△ 3
漁信基保証	—	—	—
信用	7	6	△ 1
合計	32	28	△ 4

●業種別貸出金残高

(単位：百万円)

項目	27年度末		28年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農林水産業	25,260	87.3%	24,117	88.0%	△ 1,143
製造業	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—
卸売・小売業	—	—	—	—	—
金融・保険業	3,087	10.7%	2,646	9.7%	△ 441
不動産業	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—
地方公共団体	—	—	—	—	—
その他の	596	2.0%	643	2.3%	47
合計	28,943	100.0%	27,406	100.0%	△ 1,537

●主要な水産業関係の貸出金残高

■漁業種類等別

(単位：百万円)

項目		27年度末	28年度末	増減
漁業	海面漁業	839	1,045	206
	海面養殖業	12,457	11,996	△461
	その他漁業	39	24	△15
漁業関係団体等		10,975	9,823	△1,152
合計		24,310	22,888	△1,422

- (注1) 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。
- (注2) 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません。）
- (注3) 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

■資金種類別

<貸出金>

(単位：百万円)

項目		27年度末	28年度末	増減
プロパー資金		12,300	11,484	△816
水産制度資金		12,010	11,404	△606
漁業近代化資金		5,367	5,690	323
その他制度資金等		6,643	5,714	△929
合計		24,310	22,888	△1,422

- (注4) プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
- (注5) 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行なうことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等に含めております。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

項目		27年度末	28年度末	増減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		179	145	△34
その他		—	—	—
合計		179	145	△34

- (注6) 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。
- (注7) 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、※5のとおり水産制度資金のその他制度資金等に記載しております。（受託金融機関は受託貸付金に記載しております。）

有価証券

●種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	27年度		28年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—
受益証券	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

●有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
平成27年度末	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
平成28年度末	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—

●有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

■有価証券

(単位：百万円)

保有目的	27年度末			28年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

①その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

■金銭の信託

該当ありません。

●保有有価証券の利回り

(単位：%)

種類	27年度	28年度
国債	—	—
地方債	—	—
社債	—	—
以上平均	—	—

●オフバランス取引の状況

金融派生商品（債券先物オプション、債券店頭オプション、債券先物）は該当ありません。

●先物取引の時価情報

該当ありません。

●オプション取引の時価情報

該当ありません。

受託業務・為替業務等

●受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	27 年 度 末	28 年 度 末
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	212	176
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	229	186
合 计	441	362

●内国為替の取扱実績

(単位：百万円、件)

項 目	27 年 度		28 年 度	
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
種 送金・振込 (件 数)	43,629	28,983	37,588	24,744
	金 額	102,195	101,446	85,104
類 代金取立 (件 数)	487	327	558	353
	金 額	1,845	1,478	1,739
計 (件 数)	44,116	29,310	38,146	25,097
	金 額	104,040	102,924	86,843

平残・利回り等

●粗利益

(単位：百万円、%)

区分		27年度	28年度
資金運用収益		940	936
資金調達費用		131	118
資金運用収支		809	818
役務取引等収益		21	21
役務取引等費用		9	9
役務取引等収支		12	11
その他の事業収益		90	92
受取出資配当金		90	90
受取助成金		0	2
国債等債券売却益		—	—
国債等債券償還益		—	—
その他の事業収益		—	—
その他の事業費用		25	18
その他の事業収支		65	74
事業粗利益		886	903
事業粗利益率		1.16	1.08

- (注) 1. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 2. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

●業務純益

(単位：百万円)

項目	27年度	28年度
業務純益	125	87

- (注) 業務純益 = 事業粗利益 - 経費（人件費・物件費・税金） - 一般貸倒引当金繰入額

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

区分	27年度			28年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	76,995	940	1.22	84,482	936	1.09
貸出金	31,021	652	2.10	30,764	618	2.01
預け金	45,974	287	0.62	53,718	318	0.57
有価証券	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	76,975	131	0.17	84,445	118	0.14
貯金・定期積	76,633	131	0.17	83,347	118	0.14
借用金	342	0	0.01	1,098	0	0.03
貯金原価率			1.15			1.12
総資金利ざや			0.13			0.08

- (注) 1. 貯金原価率 = 貯金利息 + 支払奨励金 + 経費 / 貯金平残 × 100
 2. 総資金利ざや = 総資金運用利回り - 総資金原価率

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	27年度増減額	28年度増減額
受 取 利 息	△15	△40
うち貸出金	△16	△34
うち有価証券	—	—
うち預け金	1	△6
支 払 利 息	1	△12
うち貯金等	1	△12
うち譲渡性貯金	—	—
うち借用金	0	0
差 引	△16	△28

(注) 増減額は、前年度対比です。

●経費の内訳

(単位：百万円)

項目	27年度	28年度
人 件 費	314	327
役員報酬	37	37
給料手当	198	206
賞与引当金戻入	△15	△15
賞与引当金繰入	15	15
福利厚生費	57	61
退職給付費用	18	19
役員退職慰労引当金繰入	4	4
旅 費 交 通 費	11	11
業 务 費	298	342
負 担 金	59	60
施 設 費	46	45
貯 金 保 険 料	9	11
雜 費	5	4
税 金	9	9
合 計	751	809

役員等の報酬体系

●役 員

■対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

■役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退任慰労金の2種類で、平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退任慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額	
	基 本 報 酉	退任慰労金（注2）
対象役員（注1）に対する報酬等	37	4

(注1) 対象役員は、理事12名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退任慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

■対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会によって定めています。

②役員退任慰労金

役員退任慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退任慰労金の総額の承認を受けた後、退任慰労金支給内規に基づき、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退任慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

■対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等をうける者のうち、当連合会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成28年度に当連合会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 平成28年度において当会の常勤役員が受ける報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

●その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

諸 指 標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、%)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常収益	1,176	1,165	1,102	1,096	1,082
経常利益	206	143	161	168	99
当期剰余金	129	137	130	108	57
出資金	1,504	1,524	1,541	1,559	1,572
出資口数	15,042	15,245	15,413	15,588	15,721
純資産額	7,063	7,131	7,185	7,221	7,176
総資産額	87,742	84,373	84,922	91,141	91,894
貯金等残高	79,927	76,614	77,064	82,388	82,921
貸出金残高	31,606	29,309	29,615	28,943	27,406
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当額	82	83	80	71	30
出資配当の額	22	23	30	31	30
事業利用分量配当の額	60	60	50	40	—
職員数	45人	45人	42人	44人	43人
単体自己資本比率	23.51%	24.44%	22.32%	21.88%	19.72%

(注1) 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

(注2) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断する為の基準（平成18年金融庁・農林水産省告示第3号）に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示（バーゼルⅡ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。

●経営諸指標（貯貸率等・利益率）

(単位：百万円、%)

項目	27年度末	28年度末
貯貸率	期末残高	35.1%
	期中平均残高	40.5%
貯預率	期末残高	66.0%
	期中平均残高	60.0%
貯証率	期末残高	0.0%
	期中平均残高	0.0%
一従業員当たり	貯金残高	1,872
	貸出金残高	658
一店舗当たり	貯金残高	41,194
	貸出金残高	14,472

項目	27年度末	28年度末
総資産経常利益率	0.20%	0.11%
資本経常利益率	2.38%	1.38%
総資産当期利益率	0.13%	0.06%
資本当期利益率	1.53%	0.80%

(注1) 総資産経常（当期）利益率=経常（当期）利益／総資産平均残高（偶発債務見返除く）×100

(注2) 資本経常（当期）利益率=経常（当期）利益／資本勘定平均残高×100

自己資本の充実の状況

●自己資本調達手段の概要に関する事項

■自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員等ご利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成29年3月末における自己資本比率は、中期経営計画における増資計画に対しまして、会員の皆さま方にご協力いただきました結果、19.72%となりました。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資により調達しています。
普通出資金

項目	内容
発行主体	愛媛県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,538百万円（前年度1,558百万円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの発生・増加に備えて、安定的な自己資本比率を維持する観点から、増資による自己資本の充実を図っております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

●信用リスクに関する事項

■標準的手法に関する事項

当連合会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リス

ク・スコアは、以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクspoージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクspoージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、

①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること

②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することが可能のこと

③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること

④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引及び長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

●証券化エクスポートージャーに関する事項

「証券化エクスポートージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートージャーのことです。

当連合会では、証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

●出資等又は株式等エクスポートージャーに関する事項

■出資等又は株式等エクスポートージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポートージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、これらを①「その他有価証券」、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックしています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これら評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理しております。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

●金利リスクに関する事項

■金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動により発生するリスク量をいいます。

当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当連合会では当座性貯金の額の50%を満期5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算出しています。

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	28年度末 経過措置による不算入額	27年度末 経過措置による不算入額	
		28年度末	27年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	7,145,808		7,149,903
うち、出資金及び資本準備金の額	1,537,600		1,558,800
うち、再評価積立金の額	—		—
うち、利益剰余金の額	5,638,675		5,662,052
うち、外部流出予定額 (△)	△ 30,466		△ 70,949
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	85,632		88,954
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	85,632		88,954
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
うち、回転出資金の額	—		—
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,231,440		7,238,858
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額	1,961	1,307	1,726
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,961	1,307	1,726
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	10,286	6,857	7,407
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	12,248		9,134

自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,219,192	/	7,229,723
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	34,942,012	/	31,355,908
資産（オン・バランス）項目	34,915,856	/	31,325,546
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,082,384	/	△ 6,163,398
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るものを除く。）に係るもの額	1,307	/	2,589
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るもの額	6,857	/	11,111
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るもの額	-	/	-
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	△ 3,090,550	/	△ 6,177,100
うち、上記以外に該当するものの額	-	/	-
オフ・バランス項目	26,156	/	30,361
CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額	-	/	-
中央清算機関連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	/	-
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	1,659,468	/	1,682,543
信用リスク・アセット調整額	-	/	-
オペレーションナル・リスク相当額調整額	-	/	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	36,601,481	/	33,038,451
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))	19.72%	/	21.88%

(注) オペレーションナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用 =1、粗利益配分手法を使用 =2、先進的計測手法を使用 =3)

●自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

（注） 信用リスク・アセット額 (標準的手法)	27年 度			28年 度		
	エクスポート ジャーラーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポート ジャーラーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	40	—	—	43	—	—
地方公共団体金融機関及び 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	55,869	11,090	444	57,827	11,479	459
法人等向け	3,618	3,326	133	3,507	3,228	129
中小企業等・個人向け	1,974	370	15	2,562	505	20
抵当権付住宅ローン	22	8	—	18	6	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	50	0	0	4	0	0
漁業信用基金協会等保証	14,130	1,413	57	12,125	1,212	48
出資等	1,806	1,806	72	1,806	1,806	72
上記以外	13,699	13,299	532	14,068	16,670	667
(うち農林中央金庫等 の対象普通出資等)	6,177	9,266	371	6,181	12,362	494
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	14	14	1	8	8	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
合計	91,222	31,326	1,253	91,968	34,914	1,397

(注)「エクスポートジャーラーの期末残高」は、信用リスク削減後エクスポートジャーラー残高を記載しています。

●オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

27年 度			28年 度		
粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 b=a×15%÷8%	所要自己資本額 c=b×4%	粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 b=a×15%÷8%	所要自己資本額 c=b×4%
875	1,641	66	893	1,674	67

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

●所要自己資本額

(単位：百万円)

27年 度		28年 度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
33,038	1,322	36,601	1,464

●信用リスクに関するエクスポートの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区分	27年度末			28年度末		
	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券
法人	農林水産業	9,969	9,969	—	9,208	9,208
	製造業	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—
	金融・保険業	60,461	3,090	—	64,066	2,647
	不動産業	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—
	地方公共団体	40	—	—	43	—
個人	その他	3,803	3,803	—	3,969	3,969
	個人	12,130	12,130	—	11,623	11,623
	固定資産等	4,819	—	—	3,059	—
合計		91,222	28,992	—	91,968	27,447

- (注) 1. 全て国内取引です。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。
 3. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

●信用リスクに関するエクスポートの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区分	27年度末			28年度末		
	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	59,669	11,669	—	59,514	10,114	—
1年超3年以下	4,601	4,601	—	4,350	4,350	—
3年超5年以下	1,979	1,979	—	1,909	1,909	—
5年超7年以下	1,036	1,036	—	2,472	2,472	—
7年超	8,069	8,069	—	6,973	6,973	—
期限の定めなし	15,868	1,638	—	16,750	1,629	—
合計	91,222	28,992	—	91,968	27,447	—

- (注) 1. 全て国内取引です。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。

●3ヶ月以上延滞エクスポートの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

区分		27年度末	28年度末
法人	農林水産業	45	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他の	—	—
個人		5	4
合計		50	4

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「延滞エクスポートの期末残高」には、基金協会保証付債権は含まれていません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	27年度				28年度			
	期首 残高	期中 増加	期中減少額 目的使用	期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額 目的使用	期末 残高
一般貸倒引当金	90	89	—	90	89	89	86	0 89 86
個別貸倒引当金	155	150	—	155	150	150	171	0 150 171
法人	農林水産業	129	132	—	129	132	132	158 0 132 158
	製造業	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—
	その他の	—	—	—	—	—	—	—
個人		26	18	—	26	18	18	13 0 18 13

(注) 全て国内取引です。

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分		27年度	28年度
法人	農林水産業	—	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他の	—	—
個人		—	—
合計		—	—

●信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

区分	27年度末			28年度末			
	格付有	格付無	計	格付有	格付無	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	793	793	—	902	902
	10%	—	14,362	14,362	—	12,322	12,322
	20%	—	55,451	55,451	—	57,399	57,399
	35%	—	21	21	—	17	17
	50%	—	0	0	—	0	0
	75%	—	463	463	—	648	648
	100%	—	8,836	8,836	—	9,057	9,057
	150%	—	6,177	6,177	—	—	—
	200%	—	—	—	—	6,181	6,181
	250%	—	137	137	—	117	117
その他		—	—	—	—	—	
自己資本控除額		—	—	—	—	—	
合計		—	86,240	86,240	—	86,643	86,643

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	27年度末		28年度末	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	229	—	196
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他の	—	2	—	1
合計	—	232	—	197

(注)「適格金融資産担保」には、貸出金と自会貯金の相殺は含まれていません。

●出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	27年度末		28年度末	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	6,326		6,398	
合計	6,326	—	6,398	—

●出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

区分	27年度末			28年度末		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	—	—	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

●貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

区分	27年度末		28年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

区分	27年度末		28年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

●金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

金 利 シ ョ ッ ク に 対 す る 損 益 ・ 経 済 価 値 の 増 減 額	27年度	28年度
	△ 6	△ 2

リスク管理情報等

●リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	27年度末	28年度末	増減
リスク管理債権総額 (A) =①+②+③+④	11,211	6,031	△ 5,180
破綻先債権額①	1	9	8
延滞債権額②	9,425	6,022	△ 3,403
3ヶ月以上延滞債権額③	—	—	—
貸出条件緩和債権額④	1,785	—	△ 1,785
保全額合計(D) = (B) + (C)	9,933	6,031	△ 3,902
担保・保証付債権額(B)	9,783	5,860	△ 3,923
貸倒引当金残高(C)	150	171	21
保全率(D) / (A)	88.60	100.00	11.40

(注1)「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2)「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。

(注3)「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。

(注4)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。

(注5)「担保・保証付債権額(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6)「貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	27年度末	28年度末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	390	281	△ 109
危険債権	9,037	5,751	△ 3,286
要管理債権	1,785	—	△ 1,785
不良債権額合計(A)	11,212	6,032	△ 5,180
正常債権	17,780	21,415	3,635
保全額合計(D) = (B) + (C)	9,933	6,031	△ 3,902
担保・保証付債権額(B)	9,783	5,860	△ 3,923
貸倒引当金残高(C)	150	171	21
保全率(D) / (A)	88.59	99.98	11.39

(注1)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3)「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4)「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5)「担保・保証付債権額(B)」は、「金融再生法開示債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6)「貸倒引当金残高(C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	27年 度				28年 度				期末 残高	
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	90	89	—	90	89	89	86	—	89	86
個別貸倒引当金	155	150	—	155	150	150	171	—	150	171
合 計	245	239	—	245	239	239	257	—	239	257

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	27年 度	28年 度
貸出金償却額	—	—

財務諸表の正確性等にかかる確認書

謄 本

確 認 書

- 1 私は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告しております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年6月16日

愛媛県信用漁業協同組合連合会
代表理事長 三好 猛